

後期高齢者医療保険に加入している方へ 平成24・25年度の保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担額の異なる「所得割額」の合計で決まり、2年ごとに見直しを行っています。なお、平成24年度の後期高齢者医療保険料は7月中旬に通知しますので、ご確認ください。 ※所得割額＝被保険者の所得（総所得金額などから33万円控除した額）×所得割率

平成24・25年度の保険料率

均等割額 40,670円 (+1,360円)
所得割率 7.83% (+0.44ポイント)
※保険料賦課限度額は55万円です。

保険料増加の要因は？

- ①高齢者の1人当たりの医療費が増加しています。平成24・25年度の2年間では、約5%増加する見込みです。
- ②本制度の被保険者が保険料として負担する率が、国の政令により平成24・25年度は10.51%に改定されました（0.25ポイントの増加）。
- ③前回の保険料率改定時に、保険料率を据え置いたことも要因です。

保険料の軽減措置

- ▷均等割額の軽減
被保険者と世帯主の所得などの合計額で判定します（下表）。
- ▷所得割額の軽減
基礎控除後の総所得金額などが58万円以下の人は、所得割額が5割軽減されます。
- ▷被用者保険の被扶養者だった方の軽減
所得割額の負担はなく、均等割額が9割軽減されます。

被保険者および世帯主の総所得金額などの合計額	軽減割合
33万円以下かつ被保険者全員の年金収入が年額80万円以下(その他、各種所得がない場合)	9割
33万円以下	8.5割
33万円+(24万5,000円×被保険者の数(被保険者である世帯主を除く))以下	5割
33万円+(35万円×被保険者の数)以下	2割

問 県後期高齢者医療広域連合(☎058-387-6368) または市民課保険年金係(内線135・136)

児童手当の現況届をお忘れなく 子ども手当の申請猶予期間が延長されました

「子ども手当」は4月から「児童手当」に名称が変わりました。また、制度改正に伴って6月分(10月支給分)から所得制限が適応されます。平成24年3月31日現在、子ども手当を受給している方は、引き続き支給対象となりますので、児童手当の新規申請は不要です。

現況届

手当を受給している方は、6月に「現況届」を提出しなければなりません。受給している方には現

況届の案内を6月上旬に送付しますので、下記の受付日程を参照し、同月中に手続きを行ってください。手続きをしないと、受給資格がある方でも6月分以降の手当が受けられなくなります。どの会場でも手続きできますので、ご都合の良い日時・会場にお出掛けください。

子ども手当の申請はお済ですか？

昨年10月に施行された子ども手当特別措置法による申請期限が、9月30日までに延長されました。申請期限を過ぎると手当が受給で

きなくなります。下記に該当する方は、9月28日(金)までに手続きをしてください。

- ▷平成23年10月1日現在で支給要件に該当していた方
- ▷同居父母（離婚前提の別居で子どもと同居している者）、未成年後見人、父母指定者もしくは施設などの受給資格者など、同法で新たに支給対象となった方

平成24年2・3月分の子ども手当と4・5月分の児童手当は、6月15日(金)に振り込む予定です。

6月14日(木)

ウエルフェア土岐
(3階大会議室)
9:30~12:00
13:00~16:00

6月15日(金)

駄知公民館
(1階会議室)
9:30~12:00
13:00~16:00

6月19日(火)・20日(水)・22日(金)

文化プラザ(1階ルナホール)
9:30~12:00
13:00~16:30
※20日(水)・22日(金)は17:00~19:00も受付

問 子育て支援課家庭児童係(内線154・155)